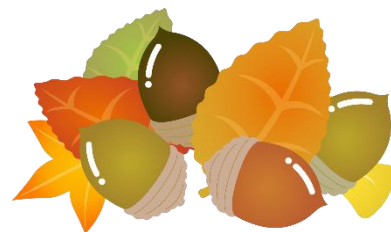


# 相談室だより



(令和6年10月発行)

長かった夏が終わりようやく秋らしい季節となりました。

皆さま体調等お変わりございませんでしょうか？

医療福祉相談室では、精神保健福祉士が患者様、ご家族様の様々なご相談やご質問をお受けしています。

患者様、ご家族様が抱える精神保健福祉に関する様々な不安や心配ごとを一緒に考えていきませんか？



## 医療福祉相談室のご案内

医療福祉相談室には精神科ソーシャルワーカー（精神保健福祉士）が所属しており、外来通院中や、入院から退院後の地域生活を支援しています。

安心して治療を受けていただくために、患者様やご家族様のご相談をお聞きし、地域の関係機関と連携してみなさまの地域生活をサポートする役割を担っております。

「誰かに相談したいけど、気軽に相談できる人はいないかな？」「誰に相談するべきことなのか相談先が分からない。」など、皆さまにとって気軽に相談していただける場所でありたいと思っています。

お困りのことがございましたらいつでも「医療福祉相談室」へご相談ください。

制度に関するご質問やご相談などお話を伺います。  
お気軽にお声かけください。

退院後の生活でのサポートを丁寧に行います。相談することは勇気のいることですが、一人で悩まずご相談ください。

外来担当 精神保健福祉士です。



病棟担当 精神保健福祉士です。

医療福祉相談室では、ご本人様だけでなく、ご家族様のご相談もお受けしています。  
一人で悩まずお気軽にご相談ください。

# もしもの時に知っておこう☆相談室の医療・福祉制度ヒトクチメモ

## 「入院等で医療費の支払いが高額になる可能性がある時」

～高額療養費 限度額適用認定証について～



『入院することになったけど、入院の医療費の支払いがどれくらいになるか…』

『収入面で不安があるので、入院費が心配…』

『家族が入院したが、支払いについて不安がある。誰かに相談したいのだけれど…』

例えばこのようなことで困った時に利用できる制度について今回ご案内させていただきます。

入院費が高額になった場合、『高額療養費制度』を申請すれば、自己負担限度額を超えた分が後日保険者から払い戻されます。

ですが、事前に『限度額適用認定証』を申請し認定証の交付を受けることで医療機関での支払額が自己負担限度額までとすることができる制度です。

負担額は、被保険者の所得等により決定されます。申請後、交付された認定証を病院の窓口に表示していただくことが必要となります。

健康保険限度額適用認定証			
平成 年 月 日交付			
被保険者	記号	番号	
	氏名	男女	
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	
適用対象者	氏名	見本	男女
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	
	住所		
	発効年月日	平成 年 月 日	
	有効期限	平成 年 月 日	
適用区分			
保険者	所在地		
	保険者番号		
	名称及び印		

退院後の手続き等の負担を軽減するためにも、当院では万が一入院となられた場合においては『限度額適用認定証』の手続きについてご案内し、必要に応じ申請の支援を行っております。

また、この制度は公的制度ですので当院に限らず、他の病院に入院された場合でもご利用できますので、もしもの時に備えて知っておいていただければと思います。

手続きの詳細など、詳しくお知りになりたい場合は医療福祉相談室までお気軽にお尋ねください。

## ☆アンケートにご協力をお願いいたします！！☆

当院では外来患者様へアンケートのご協力をお願いしております。  
アンケート期間は10/1日から10/31日までとなっております。  
ご協力いただきましたアンケート内容を踏まえより気持ちよく利用していただける環境づくりに役立てたいと思っております。  
みなさまご協力のほどよろしくお願いいたします。

